

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）実施要綱

（制定）令和2年3月25日付31環地次第635号

（改正）令和4年3月18日付3環地次第754号

（改正）令和5年3月15日付4環気地第217号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に実現するスマートエネルギー都市を目指し、家庭部門における水素を活用したスマートエネルギーエリアの形成を推進するために行う「水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、都内の家庭において家庭用燃料電池を設置する者に対し、当該家庭用燃料電池の設置に係る経費の一部を助成する。
- 2 都は、1による助成を受けた者に対し、当該助成を受けて家庭用燃料電池を設置した住宅におけるエネルギー利用の効率化及び最適化に努めるよう求める。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 家庭用燃料電池 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、電気及び熱を住宅に供給することを主目的としたシステム
- 2 P E F C 固体高分子形燃料電池を活用する家庭用燃料電池
- 3 S O F C 固体酸化物形燃料電池を活用する家庭用燃料電池

第4 本事業の具体的な内容

- 1 家庭用燃料電池の設置に係る経費の助成

都は、次のとおり家庭用燃料電池の設置に係る経費の助成を行う。

（1）助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

ア （3）に規定する助成対象事業を実施する者（以下「実施事業者」という。）であって、

（2）に規定する助成対象機器を所有する者

イ 実施事業者に対し、自らが所有する（2）に規定する助成対象機器を貸与する者（実施事業者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

(2) 助成対象機器

助成金の交付対象となる家庭用燃料電池（以下「助成対象機器」という。）は、次の要件を満たすものとする。

ア 未使用品であること。

イ アに定めるもののほか、別に定める要件を満たすものであること。

(3) 助成対象事業

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、東京都内の住宅に助成対象機器を新規に設置する事業であって、助成対象機器の種類に応じ、次の要件を満たすものとする。

ア P E F C 令和2年4月1日から令和7年9月30日までの間に助成対象機器を設置すること。

イ S O F C 令和2年4月1日から令和7年9月30日までの間に助成対象機器を設置すること。

(4) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、助成対象機器の機器費（設備機器の購入に要する経費をいう。）とする。

(5) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の5分の1の額とし、助成対象機器1台当たりの上限額は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。

ア P E F C

助成対象機器を設置する住宅が一戸建ての住宅である場合にあつては70,000円、集合住宅である場合にあつては120,000円とする。

イ S O F C（発電出力が700Wのもの）

助成対象機器を設置する住宅が一戸建ての住宅である場合にあつては100,000円、集合住宅である場合にあつては150,000円とする。

ウ S O F C（発電出力が400Wのもの）

助成対象機器を設置する住宅が一戸建ての住宅である場合にあつては70,000円、集合住宅である場合にあつては120,000円とする。

2 助成対象者による報告等

(1) 報告

助成対象者は、助成対象機器を設置した住宅における助成対象機器の設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用の状況に係る情報について、都から提供を求められたときは、提供に応じるものとする。

(2) 普及啓発

助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が50%を超える法人に該当するものは、都の求めに応じ、都民等に対して水素エ

エネルギーに関する普及啓発を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が助成対象者に対して助成金の交付を行うために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、前項（1）による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。
 - (1) P E F C
令和2年度から令和5年度まで行う。
 - (2) S O F C
令和2年度から令和5年度まで行う。
- 2 第4 1による助成金の交付は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。
 - (1) P E F C
令和2年度から令和7年度まで行う。
 - (2) S O F C
令和2年度から令和7年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（令和2年3月25日付31環地次第635号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日付3環地次第754号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日付4環気地第217号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。